

富山県内部統制基本方針

1 基本的な考え方

人口減少が進むなか、多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、適正な事務の執行を確保する体制を構築することが必要です。

こうしたなか、国では、地方自治法を改正し、内部統制制度の導入を定めました。本県では、地方自治法第150条第1項（令和2年4月施行）の規定に基づき内部統制に関する方針を策定するとともに、内部統制体制を整備し、引き続き、県民から信頼される行政運営の確立に取り組みます。

2 内部統制の目的

以下の内部統制の目的の達成に向け、組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な執行

業務プロセスやルールの見直し、業務の標準化や手順の明確化により、効率的かつ効果的な業務の執行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保管及び管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務に関する法令等を理解し、遵守して業務の執行に努めるとともに、組織として適切にチェックできる体制づくりに取り組みます。

(4) 資産の保全

県が保有する資産については、取得・管理・処分における適正な手続き及び運用による資産の保全に取り組みます。

3 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務及び情報管理に関する事務とします。

4 内部統制の有効性の確保

内部統制が有効に機能するよう、次の取り組みを行います。

(1) 全庁的な推進・評価体制の構築

副知事を内部統制実務責任者とする内部統制の推進・評価体制を構築します。

(2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して県議会へ提出するとともに、県民に公表します。

(3) 監査委員との連携

内部統制の推進にあたり、必要に応じて監査委員と情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

(4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和4年3月1日
(令和2年3月6日制定)

富山県知事 新田 八朗